

利用許諾契約に係る権利者 A と利用者 C の債権・債務関係の一例

CがAの著作物を利用することに対し
権利行使できない。
【利用制限】
期間、地域、数量、等々

使用料
Cに使用料を請求することができる。

独占利用
C以外にAの著作物の利用を認めることができない。

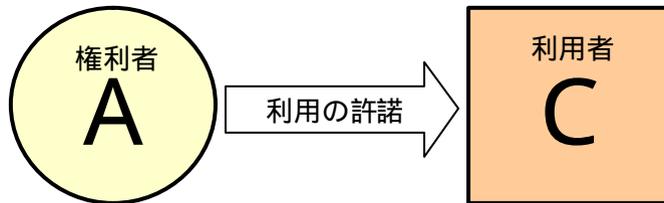
クロス・ライセンス
Cの著作物を利用することができる。

サブ・ライセンス
Cが指定するC'に対し権利行使できない。

保守保証
Cの利用に対し、保守保証等を行わなければならない。

人格権不行使特約
Cの利用に対し、人格権を行使できない。

等々



債権

債務

Aの著作物を利用することができる。
【利用制限】
期間、地域、数量、等々

使用料
Aに使用料を支払わなければならない。

独占利用
Aの著作物を独占的に利用することができる。

クロス・ライセンス
AがCの著作物を利用することに対し権利行使できない。

サブ・ライセンス
C'に、Aの著作物を利用させることができる。

保守保証
Aに保守保証を請求することができる。

人格権不行使特約
Aから人格権を行使されることなく、Aの著作物を利用できる。

等々